

国民年金

のお知らせ



楽しい老後に国民年金 加入者2万人突破

国民年金が発足して今年で早くも7年になりました。

千代田区では、制度発足以来各家庭を訪問し皆様方の加入に努めてきましたが、深いご理解により、現在加入者は2万人を越えました。全国では加入者2千万人を越え、1,800万人の加入者がいる厚生年金とともに、わが国年金制度の2大支柱となっています。また、国民年金は年金額の2倍半引き上げ等大巾な改正が、今年の1月から実施されました。そこで国民年金の内容をよりよく知っていただくために、本紙をおてもとにお送りします。今後とも皆様のご協力をお願いします。

国民年金のあらまし

特長

○インフレ等の心配はありません

かけ金をかけても、いざ受けたときにお金の価値が下がっていたら何にもなりません。そこで国は責任をもって、その時々生活水準や貨幣価値の変動にあわせて、年金額などを調整することになっています。今回の年金額の2倍半引き上げもそのためです。

○安いかけ金で高い年金

かけ金の半額と国民年金事務費の全額を国や区が負担しており、保険料の中でまかなわれてはいません。保険料が200円の人には300円、250円の人には375円納めたことになります。

○かけ金ができない人には免除が

生活に困ってかけ金がかけられないときは申請すると免除され、この期間も給付の対象になります。

1 日も早く届出を

考えておくといって加入していない人もいます。しかし、国民年金は一定の保険料納付済期間を必要とし、その納めた期間に応じて給付されますから、加入しないで一定期間が過ぎると給付が受けられないこともあります。それは保険料を2年前までしかさかのぼって納められないため、未加入者でいずれ加入し、さかのぼって納めようと思っても期間がたりなくなるためです。こうなるとは大変です。一日も早く該当者は届けをしましょう。

どんな人が加入するのか

国民年金は個人個人が自由に契約して加入できる生命保険などの私保険とは違い、一定の要件に該当したら加入しなければなりません。

○必ず加入しなければならない人

昭和36年4月1日現在、20～50才（以後20才になった人を含む）の人で国内に住んでいる人。

ただし、次の人は除かれます。

- (1) 厚生年金や共済組合等に加入している人とその配偶者
- (2) 恩給や(1)の年金給付を受けている人。または、受けられる人とその配偶者
- (3) 昼間部の大学生

○希望すれば加入できる人

昭和36年4月1日現在20～50才（以後20才になった人を含む）の人で国内に住んでいて、次にあてはまる人。

- (1) 厚生年金や共済組合等に加入している人の配偶者
- (2) 上記(2)、(3)に該当する人

年金の種類

- (イ)老令年金 保険料の納入期間（免除期間を含む）が25年以上ある人に、65才から支給される年金です。ただし国民年金が始まった昭和36年4月1日に、すでに31才以上になっていた人は、その年令に応じて納入期間（免除期間を含む）が24年から10年までに短縮されています。
- (ロ)通算老令年金 職業を変えたりして、いろいろの年金制度を経てきた場合、1年以上の加入期間をつなぎ合わせて25年（国民年金を除いた年金だけの場合は20年）以上ある人に支給されます。
- (ハ)障害年金 日常生活が十分にできない程度の障害者（2級障害以上）となったとき、1年以上の保険料を納めていた人に支給されます。
- (ニ)母子年金 一家の働き手であるご主人をなくした奥さんが、18才未満の子（身体障害者は20才まで）をかかえていて、しかも夫の死亡の日まで1年以上保険料を納めていた場合に支給されます。
- (ホ)準母子年金 一家の働き手をなくして、18才未満の自分の弟妹や孫（身体障害者は20才まで）をかかえている女子の加入者に支給されます。
- (ヘ)遺児年金 18才未満の遺児に、その親が1年以上保険料を納めた場合に支給されます。
- (ト)寡婦年金 ご主人が65才未満でなくなったその奥さん（結婚10年以上の人）に、夫が受けるはずであった老令年金の半額が支給されます。
- (チ)死亡一時金 保険料を3年以上納めた人が、一度も国民年金を受けずに死亡したとき、保険料を納めた期間に応じて遺族に一時金が支給されます。

手続きの種類

加入するとき、加入してから身分関係や住所やその他に異動があったときは、手続きをする必要があります。そこで次のようなときは区役所または出張所で手続きしてください。

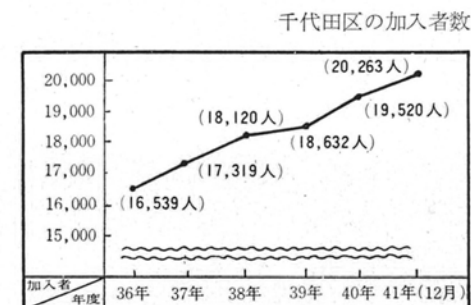
- ① 20才になったとき……………資格取得届
- ② 厚生年金などやめたとき……………〃
- ③ 厚生年金などに入ったとき……………資格喪失届
- ④ 氏名が変わったとき……………氏名変更届
- ⑤ 住所が変わったとき……………住所変更届
- ⑥ 加入者が死亡したとき……………死亡届
- ⑦ 年金手帳をなくしたとき……………再交付申請書
- ⑧ 保険料免除のとき……………免除申請書
- ⑨ 希望によって加入するとき……………資格取得申出書

年金額が2倍半に上がりました

年金の種類	改正前	改正後
老令年金（25年かけた場合）	24,000円	60,000円
（40年かけた場合）	42,000円	96,000円
障害年金（最低保障額）	24,000円	60,000円
（一級加算額）	6,000円	12,000円
※重い障害のときに加算されるもの		
母子年金（子どもなど2人いる場合の最低保障額）	24,000円	60,000円
遺児年金（最低保障額）	12,000円	30,000円

すでに障害年金、母子年金などをうけている方の年金額も昭和42年1月から同様に引き上げられました。

加入者がどんどんふえています



保険料について

掛け金が月100円上がりました

年金額が2倍半になりましたので、保険料もそれに見合った額が必要になります。しかし加入者の皆さんに大きな負担がかからないように、値上げは最少限にとどめ、今年の1月より月100円上がり、次のようになりました。

- 20才～34才の人 月100円→200円
35才以上の人 月150円→250円

保険料の納め方

- 4月～6月分は7月末日まで
7月～9月分は10月末日まで
10月～12月分は翌年1月末日まで
1月～3月分は4月末日までに

区役所国民年金課または出張所（分室）の窓口へ納めてください。なお保険料徴収員が定期的に各家庭をまわっています。

その他納付書により銀行や、郵便局へ納める方法もあります。（納付書は銀行、郵便局の窓口で用意してあります）

前納すると安くなります

保険料は1年から5年まで年単位で納めることができ、この場合割引されます。

保険料を滞納していると

年金額は保険料を納めた期間に応じて計算されますから、納めない月があるとそれだけ少なくなります。また納期内に納めていないと途中で母子年金、障害年金、遺児年金などが受けられる状態になっても、受けられなくなることもありますから、必ず納期内に納めるようにしましょう。

保険料が免除される人

1. 次の人は届けるだけで保険料が免除されます。

- (イ)生活保護法による生活扶助を受けている人
(ロ)障害年金や母子福祉年金の受給権者
(ハ)療養所、国立背脊療養所、国立保養所等の施設に収容されている人

2. 次の人は申請すると保険料が免除されます。

- (イ)所得がない人
(ロ)被保険者または他の家族が生活保護法による教育・住宅・医療・出産・生業・葬祭扶助を受けている人
(ハ)地方税法に定める障害者または寡婦であって年間の所得が24万円以下の人
(ニ)その他保険料を納めることが非常に困難な人

値上げによる差額について

昭和42年1月より保険料があがりましたが、1月以後の月分を旧保険料で納めてある人は、月100円の差額を追加していただくことになりました。

この差額保険料も、一般の保険料と同じように1年から5年まで年単位に前納ができ、この場合も割引になります。

また差額保険料を月単位で納めるときは一般の保険料と同じように国民年金印紙で検認するか、納付書でもよりの銀行か郵便局へ納めてください。

差額保険料を納めることが困難な人には一般の保険料と同じように免除の方法があります。



福 祉 年 金 の あ ら ま し

種 類	どんな人がもらえるか	いつからもらえるか	年 金 額	必要な書類
老令 福 祉 年 金	明治44年 4 月 1 日以前に生まれた人	満70才に達した翌月	18,000円	戸籍抄本住民票謄本印かん
障害 福 祉 年 金	(イ)昭和36年 3 月31日以前に国民年金法による 1 級の障害に該当している20才以上の人 (ロ)20才以前から障害の程度が国民年金法による 1 級に該当している人	(イ)に該当の場合は廃疾認定日(1 級に該当した日)の翌月。ただし、昭和34. 11. 1 以後 (ロ)に該当の場合は20才に達した翌月	26,400円	同 上
母子 福 祉 年 金	昭和36年 3 月31日以前に夫と死別し、義務教育終了前の子または20才未満の重度の障害の子という20才以上の妻	夫が死亡した翌月、ただし昭和34. 11. 1 以後	20,400円 子供 2 人目から 1 人につき 4,800円加算	同 上
準母子福祉年金	男の働き手をなくし、母子福祉年金と同様の状態にある20才以上の姉または祖母	夫、息子、父または祖父が死亡した翌月ただし、昭和36. 4. 1. 以後	20,400円 子供 2 人目から 1 人につき 4,800円加算	同 上
未支給福祉年金	もらえるべき年金を残して死亡した受給権者と同居の遺族	受給権者の死亡日以後	死亡した月までの残金	住民票、印かん 国民年金証書

福祉年金とは、国民年金ができたとき、すでに高令であった人、身体障害者であった人、夫と死別して母子の状態であった人、およびこれらの状態になった人で、保険料を納めた期間が短かった人に支給される年金です。

この福祉年金は本人の所得や家族の所得の多いか少ないかによって支給が制限されます。

支給停止されるとき

次に該当すると 5 月から翌年の 4 月まで年金は支給停止されます。(3、4は該当する期間)

1. 受給権者本人が前年24万円以上の所得があったとき
(義務教育終了前の子を扶養しているときは、1 人につき 4 万円加算した額)
2. 受給権者の配偶者および扶養義務者が前年67万円以上の所得があったとき(扶養親族 5 人の場合)
3. 2 万 4 千円以上の公的年金給付を受けているとき
(公務扶助料の場合は102,500円以上)
4. 刑務所等に拘禁されたり、少年院等に収容されるとき
5. 夫婦が共に福祉年金を受けているときは、それぞれ 3,000円支給停止されます。(障害福祉年金を除く)

受給者のことば



千代田区九段に住む淡路賢一君(7才)は、おかあさんとおばあさんの 3 人暮らしでしたが、一昨年の12月おかあさんが亡くなりそれ以後、おばあさんと 2 人だけになりました。そこへ昨年区役所から賢一君に年金がでることを聞き、さっそく手続きしたところ、遺児年金が支給されることになりました。これはなくなったおかあさんが、きちんと保険料を納めていたからです。

「突然母親がなくなり、何から何まで孫の面倒を見なくてはならなくなり、途方にくらっていました。今度思わぬ年金がもらえることになり、本当にありがたく思います」と賢一君のおばあさんは語っていました。

年金の届書は国民年金課・出張所(分室)へ
年金の保険料は国民年金課・出張所(分室)へ
年金の請求手続きは国民年金課へ
くわしいことは国民年金課へ

千代田区厚生部国民年金課

電話(261) 0151~9
内線 適用係 277
検認係 278